

財形住宅貯金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (預入れの方法等)

- (1) この貯金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が貯金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この貯金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この貯金の預入れは、1口1円以上とします。
- (4) この貯金については、通帳の発行にかえ、財産形成貯蓄貯金契約の証（以下、「契約の証」といいます。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (貯金の種類、自動継続方法)

- (1) この貯金は、預入のつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期貯金として預入れるものとします。
- (2) この貯金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、1口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (3) 前記第2項の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて1口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (4) 継続された貯金についても前記第2項および第3項と同様とします。

3. (貯金の支払方法)

- (1) この貯金の支払いは、持家としての住宅の取得または持家である住宅の増改築等（以下、「住宅の取得等」といいます。）の日から1年以内に、住宅の取得等に要した費用の額を限度として1回に限り支払います。
- (2) 前記第1項による払出しをする場合には、当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに法令で定める書類を当店へ提出してください。
- (3) この貯金の一部を、住宅の取得等の頭金に充てるときは、残高の90%または住宅の取得等に要した費用の額のいずれか低い額を限度として1回に限り支払います。この場合には、当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印し、この貯金の契約の証および法令等で定める書類とともに当店へ提出してください。また、この支払日から2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に法令で定める書類を当店へ提出してください。
- (4) 前記第3項により貯金の一部を支払った場合において、住宅の取得等に要した費用の額が一部支払いの金額を超えている場合には、その超えている金額につき貯金残高を限度として1回に限り支払います。また、この場合には、前記第3項の支払日から2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内（法令で定める書類の提出後に限り）に当組合所定の財形貯蓄支払申込書に届出の印章により記名押印し、この貯金の契約の証とともに当店へ提出してください。
- (5) 前3項の支払いの手續に加え、当該貯金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

4. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率